

障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準

(平成十八年九月二十九日)  
(厚生労働省告示第五百二十二号)

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第二十一条第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準

- 一 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)附則第二十一条第二項の規定に基づき、指定旧法施設支援(同条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表指定旧法施設支援単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価(別表第2の1の注5及び注6にあっては、十円)を乗じて得た額とする。
- 二 前号の規定により、指定旧法施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

改正文 (平成一九年六月二九日厚生労働省告示第二二七号) 抄  
平成十九年七月一日から適用する。

改正文 (平成二〇年三月三一日厚生労働省告示第一九〇号) 抄  
平成二十年四月一日から適用する。

改正文 (平成二〇年七月一日厚生労働省告示第三五七号) 抄  
平成二十年七月一日から適用する。

改正文 (平成二一年三月三〇日厚生労働省告示第一五八号) 抄  
平成二十一年四月一日から適用する。

別表

(平 19 厚労告 128・平 19 厚労告 227・平 20 厚労告 190・平 20 厚労告 357・平 21 厚労告 158・一部改正)

指定旧法施設支援単位数表

第1 旧身体障害者更生施設支援

1 旧身体障害者更生施設支援費(1日につき)

イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設の場合

- (1) 入所による指定旧法施設支援を行う場合(身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者をいう。以下同じ。))に対する指定旧法施設支援を行う場合に限る。)

(一) 入所定員(通所による入所者の定員を除く。以下同じ。)が 40 人以下の  
場合

- a 区分 A 1,004 単位
- b 区分 B 811 単位
- c 区分 C 694 単位

(二) 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合

- a 区分 A 728 単位
- b 区分 B 570 単位
- c 区分 C 441 単位

(三) 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合

- a 区分 A 682 単位
- b 区分 B 498 単位
- c 区分 C 363 単位

(四) 入所定員が 91 人以上の場合

- a 区分 A 609 単位
- b 区分 B 434 単位
- c 区分 C 335 単位

(2) 通所による指定旧法施設支援を行う場合

(一) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

- a 区分 A 426 単位
- b 区分 B 417 単位
- c 区分 C 406 単位

(二) 知的障害者(知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)にいう知的障害  
者のうち 18 歳以上である者をいう。以下同じ。)に対する指定旧法施設支援  
を行う場合

- a 区分 A 581 単位
- b 区分 B 542 単位
- c 区分 C 503 単位

(三) 精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律  
第 123 号)第 5 条に規定する精神障害者のうち 18 歳以上である者(知的障害者  
を除く。)をいう。以下同じ。)に対する指定旧法施設支援を行う場合 444  
単位

□ 旧指定内部障害者更生施設の場合

(1) 入所による指定旧法施設支援を行う場合(身体障害者に対する指定旧法  
施設支援を行う場合に限る。)

(一) 入所定員が 40 人以下の場合

a 区分 A 1,045 単位

b 区分 B 852 単位

c 区分 C 736 単位

(二) 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合

a 区分 A 769 単位

b 区分 B 611 単位

c 区分 C 482 単位

(三) 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合

a 区分 A 724 単位

b 区分 B 539 単位

c 区分 C 405 単位

(四) 入所定員が 91 人以上の場合

a 区分 A 650 単位

b 区分 B 476 単位

c 区分 C 377 単位

(2) 通所による指定旧法施設支援を行う場合

(一) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

a 区分 A 426 単位

b 区分 B 417 単位

c 区分 C 406 単位

(二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

a 区分 A 581 単位

b 区分 B 542 単位

c 区分 C 503 単位

(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 444 単位

注

1 障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成 18 年厚生労働省令第 169 号。以下「整備省令」という。)による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成 14 年厚生労働省令第 79 号。以下「指定身体障害者施設基準」という。)第 2 条第 1 号イに規定する指定肢体不自由者更生施設、同号ロに規定する指定視覚障害者更生施設(以下「旧指定視覚障害者更生施設」という。)、同号ハに規定する指定聴覚・言語障害者更生施設(以下「旧指定聴覚・言語障害者更生施設」という。)及び同号ニに規定する指定内部障害者更生施設(以下「旧指定内部障害者更生施設」という。)(以下「旧指定身体障害者更生施設」と総称する。)において、指定旧法施設支援を行った場合に、入所者の障害種別及び身体障

害程度区分(法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。))第17条の10第4項に規定する身体障害程度区分をいう。)又は知的障害程度区分(法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧知的障害者福祉法」という。))第15条の11第4項に規定する知的障害程度区分をいう。以下同じ。)(以下「障害種別等」と総称する。)に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 旧身体障害者更生施設支援費の算定において、入所者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

3 専ら旧指定身体障害者更生施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者更生施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 入所定員が40人以下の場合 58単位

ロ 入所定員が41人以上60人以下の場合 34単位

ハ 入所定員が61人以上90人以下の場合 24単位

ニ 入所定員が91人以上の場合 17単位

4 区分Aに該当する者であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上の障害を有する者(以下「重複障害者」という。)である入所者に対して、旧指定身体障害者更生施設の職務に従事する指定身体障害者施設基準第4条第1項第2号、第5条第1項第2号、第6条第1項第2号又は第7条第1項第2号に掲げる従業者を、これらの規定に規定する員数に加えて、常勤換算方法(指定身体障害者施設基準第2条第10号に規定する常勤換算方法をいう。以下この第1から第3までにおいて同じ。)で、入所による指定旧法施設支援を受けている重複障害者である入所者の数又は通所による指定旧法施設支援を受けている重複障害者である入所者の数を15で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者更生施設において、重度重複障害者加算として、入所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき99単位を、通所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき48単位を、それぞれ所定単位数に加算する。

2 入院・外泊時加算

入所者(入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。以下この2及び2の2において同じ。)が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。))第9の1の注1に規定する指定共同生活介護(以下「指定共同生活介護」という。))及び介護給付費等単位数表第16の1の注1に規定する指定共同生活援助(以下「指定共同生活援助」という。))における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2及び2の2において同じ。)を認めた場合に、1月に8日(継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。)を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数(地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設

- (1) 入所定員が40人以下の場合 320単位
- (2) 入所定員が41人以上60人以下の場合 320単位
- (3) 入所定員が61人以上90人以下の場合 276単位
- (4) 入所定員が91人以上の場合 238単位

ロ 旧指定内部障害者更生施設

- (1) 入所定員が40人以下の場合 320単位
- (2) 入所定員が41人以上60人以下の場合 320単位
- (3) 入所定員が61人以上90人以下の場合 280単位
- (4) 入所定員が91人以上の場合 244単位

2の2 長期入院等支援加算

入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して外泊を認めた場合に、施設従業者のうち、いずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、継続して入院し、又は外泊している者にあつては、当該加算を算定できる日から起算して3月を限度として、入院又は外泊期間(入院又は外泊の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)について、1日につき、利用定員に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数(地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合は、イ及びロに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、6の入院時特別支援加算が算定される月は、算定しない。

イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設

- (1) 入所定員が 40 人以下の場合 160 単位
- (2) 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合 160 単位
- (3) 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合 138 単位
- (4) 入所定員が 91 人以上の場合 119 単位

ロ 旧指定内部障害者更生施設

- (1) 入所定員が 40 人以下の場合 160 単位
- (2) 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合 160 単位
- (3) 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合 140 単位
- (4) 入所定員が 91 人以上の場合 122 単位

3 入所時特別支援加算

新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して 30 日以内の期間について、入所時特別支援加算として、入所による指定旧法施設支援を行った場合に 1 日につき 71 単位を、通所による指定旧法施設支援を行った場合に 1 日につき 97 単位を加算する。

4 退所時特別支援加算 2,097 単位

注 入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定身体障害者施設基準第 2 章第 2 節の規定により旧指定身体障害者更生施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者(以下この第 1 において「旧指定身体障害者更生施設従業者」という。)が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中 1 回を限度として所定単位数を加算し、入所者の退所後 30 日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合にはあっては、加算しない。

5 訪問支援特別加算

- イ 所要時間 1 時間未満の場合 187 単位
- ロ 所要時間 1 時間以上の場合 280 単位

注 旧指定身体障害者更生施設において継続して通所による指定旧法施設支援を利用する入所者について、連続した 5 日間、当該通所による指定旧法施設支援の利用がなかった場合において、旧指定身体障害者更生施設従業者が、施設支援計画(指定身体障害者施設基準第 18 条に規定する施設支援計画をいう。以下この第 1 から第 3 までにおいて同じ。)に基づき、あらかじめ当該入所者の同意を得て、当該入所者の居宅を訪問して当該旧指定身体障害者更生

施設における指定旧法施設支援に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、当該指定旧法施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

#### 6 入院時特別支援加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が4日未満の場合 561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な入所者(入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。)が病院又は診療所(当該旧指定身体障害者更生施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、旧指定身体障害者更生施設従業者が、施設支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

#### 7 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 旧指定身体障害者更生施設が通所による入所者について利用者負担額合計額(入所者が同一の月に当該旧指定身体障害者更生施設から受けた指定旧法施設支援及び他の指定障害福祉サービス等(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)又は指定旧法施設支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)第2条第12号に規定する指定障害福祉サービス等費用基準額をいう。)から当該指定旧法施設支援及び他の指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は法附則第21条第2項若しくは法附則第22条第4項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額をいう。以下同じ。)の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

#### 8 欠席時対応加算 94単位

注 旧指定身体障害者更生施設において通所による指定旧法施設支援を利用する入所者が、あらかじめ当該指定旧法施設支援の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧指定身体障害者更生施設従業者が、入所者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該入所者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

#### 9 リハビリテーション加算 20単位

注 次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者更生施設において、リハビリテーション実施計画を作成されている利用者に対して、指定旧法施設支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。
- (2) 入所者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定旧法施設支援を行っているとともに、入所者の状態を定期的に記録していること。
- (3) 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- (4) 入所による指定旧法施設支援を受けている入所者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。
- (5) 通所による指定旧法施設支援を受けている入所者については、旧指定身体障害者更生施設の従業者が、必要に応じ、指定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

#### 10 療養食加算 23 単位

注 旧指定身体障害者更生施設に配置されている管理栄養士又は栄養士が、入所による指定旧法施設支援を受けている者に対して、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

#### 11 食事提供体制加算 42 単位

注 低所得者等(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令附則第11条の2第2項により読み替えて適用する同令第17条第1項第2号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。))にあつては、その配偶者に限る。))について指定障害福祉サービス等のあつた月に属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生

労働省令第19号)第38条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)である者並びに同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者をいう。以下同じ。)である入所者(指定障害者支援施設等(法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)に入所する者を除く。)に対して、当該旧指定身体障害者更生施設に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該旧指定身体障害者更生施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者更生施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

## 12 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

平成18年3月31日において、現に視覚障害者又は聴覚・言語障害者の意思疎通に係る支援のため、指定身体障害者施設基準第5条第1項第2号又は第6条第1項第2号に規定する職業指導員又は生活支援員を、これらの規定に規定する員数に加えて、常勤換算方法で1以上配置し、かつ、平成18年4月1日以後も引き続き当該職業指導員又は生活支援員を配置するものとして都道府県知事に届け出た旧指定視覚障害者更生施設又は旧指定聴覚・言語障害者更生施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 入所定員が40人以下の場合 50単位
- ロ 入所定員が41人以上60人以下の場合 30単位
- ハ 入所定員が61人以上90人以下の場合 18単位
- ニ 入所定員が91人以上の場合 13単位

## 第2 旧身体障害者療護施設支援

### 1 旧身体障害者療護施設支援費(1日につき)

イ 入所による指定旧法施設支援を行う場合(身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合に限る。)

- (1) 入所定員が10人の場合
  - (一) 区分A 1,330単位
  - (二) 区分B 1,174単位
  - (三) 区分C 1,018単位
- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合
  - (一) 区分A 1,045単位
  - (二) 区分B 967単位

(三) 区分 C 889 単位

(3) 入所定員が 30 人以上 40 人以下の場合

(一) 区分 A 1,470 単位

(二) 区分 B 1,333 単位

(三) 区分 C 1,196 単位

(4) 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合

(一) 区分 A 1,144 単位

(二) 区分 B 1,062 単位

(三) 区分 C 978 単位

(5) 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合

(一) 区分 A 1,123 単位

(二) 区分 B 1,042 単位

(三) 区分 C 946 単位

(6) 入所定員が 91 人以上の場合

(一) 区分 A 1,023 単位

(二) 区分 B 941 単位

(三) 区分 C 858 単位

□ 通所による指定旧法施設支援を行う場合

(1) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

(一) 通所による入所者の定員が 4 人以下の場合

a 区分 A 776 単位

b 区分 B 752 単位

c 区分 C 728 単位

(二) 通所による入所者の定員が 5 人以上 10 人以下の場合

a 区分 A 1,287 単位

b 区分 B 1,276 単位

c 区分 C 1,267 単位

(三) 通所による入所者の定員が 11 人以上 20 人以下の場合

a 区分 A 916 単位

b 区分 B 910 単位

c 区分 C 905 単位

(2) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

(一) 区分 A 987 単位

(二) 区分 B 909 単位

(三) 区分 C 832 単位

(3) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 444 単位

## 注

- 1 旧指定身体障害者療護施設(指定身体障害者施設基準第2条第2号に規定する指定身体障害者療護施設及び旧指定身体障害者更生施設又は旧指定特定身体障害者授産施設(第3の1の注1に規定する旧指定特定身体障害者授産施設をいう。))であって旧身体障害者福祉法第5条第4項に規定する身体障害者療護施設支援(以下「旧身体障害者療護施設支援」という。)に相当するサービスを提供するものをいう。以下同じ。)において、指定旧法施設支援(旧身体障害者療護施設支援に相当するものに限る。以下この第2において同じ。)を行った場合に、入所者の障害種別等に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療護施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 2 旧身体障害者療護施設支援費の算定において、入所者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。
- 3 専ら旧指定身体障害者療護施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者療護施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ	入所定員が30人以上40人以下の場合	58単位
ロ	入所定員が41人以上60人以下の場合	34単位
ハ	入所定員が61人以上90人以下の場合	24単位
ニ	入所定員が91人以上の場合	17単位
- 4 区分Aに該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、当該旧指定身体障害者療護施設の職務に従事する指定身体障害者施設基準第4条第1項第2号、第5条第1項第2号、第6条第1項第2号、第7条第1項第2号、第43条第1項第2号、第49条第1項第2号又は第50条第1項第2号に掲げる従業者を、これらの規定に規定する員数に加えて、常勤換算方法で、入所による指定旧法施設支援を受けている重複障害者である入所者の数又は通所による指定旧法施設支援を受けている重複障害者である入所者の数を15で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者療護施設において、重度重複障害者加算として、入所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき99単位を、通所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき48単位を、それぞれ所定単位数に加算する。
- 5 医師により別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者又はこれに準ずる者である入所者に対して、入所による指定旧法

施設支援を行った場合に、遷延性意識障害者加算として、1日につき31単位を所定単位数に加算する。

6 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された者(以下「筋萎縮性側索硬化症等障害者」という。)である入所者に対して、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、筋萎縮性側索硬化症等障害者加算として、1日につき63単位を所定単位数に加算する。

7 筋萎縮性側索硬化症等障害者である入所者に対して、旧指定身体障害者療護施設の職務に月に2回以上従事する神経内科の診療に相当の経験を有する医師を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者療護施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、神経内科医加算として、1日につき44単位を所定単位数に加算する。

8 筋萎縮性側索硬化症等障害者である入所者に対して、旧指定身体障害者療護施設の職務に従事する看護師を、指定身体障害者施設基準第43条第1項第2号口に規定する員数に加えて、常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者療護施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、看護師加算として、1日につき258単位を所定単位数に加算する。

## 2 入院・外泊時加算

入所者(入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。以下この2及び2の2において同じ。)が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊(指定共同生活介護及び指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2及び2の2において同じ。)を認めた場合に、1月に8日(継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。)を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数(地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療護施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

- イ 入所定員が10人の場合 320単位
- ロ 入所定員が11人以上20人以下の場合 320単位
- ハ 入所定員が30人以上40人以下の場合 320単位
- ニ 入所定員が41人以上60人以下の場合 320単位
- ホ 入所定員が61人以上90人以下の場合 314単位
- ヘ 入所定員が91人以上の場合 282単位

## 2の2 長期入院等支援加算

入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して外泊を認めた場合に、施設従業者のうち、いずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、継続して入院し、又は外泊している者にあつては、当該加算を算定できる日から起算して3月を限度として、入院又は外泊期間(入院又は外泊の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)について、1日につき、利用定員に応じ、それぞれイからへまでに掲げる単位数(地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療護施設の場合は、イからへまでに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、6の入院時特別支援加算が算定される月は、算定しない。

- イ 入所定員が10人の場合 160単位
- ロ 入所定員が11人以上20人以下の場合 160単位
- ハ 入所定員が30人以上40人以下の場合 160単位
- ニ 入所定員が41人以上60人以下の場合 160単位
- ホ 入所定員が61人以上90人以下の場合 157単位
- ヘ 入所定員が91人以上の場合 141単位

### 3 入所時特別支援加算

新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して30日以内の期間について、入所時特別支援加算として、入所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき71単位を、通所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき97単位を加算する。

### 4 退所時特別支援加算 2,097単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定身体障害者施設基準第2章第2節、第3章第2節又は第4章第2節の規定により旧指定身体障害者療護施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者(以下この第2において「旧指定身体障害者療護施設従業者」という。)が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合には、加算しない。

### 5 訪問支援特別加算

- イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

□ 所要時間 1 時間以上の場合 280 単位

注 旧指定身体障害者療護施設において継続して通所による指定旧法施設支援を利用する入所者について、連続した 5 日間、当該通所による指定旧法施設支援の利用がなかった場合において、旧指定身体障害者療護施設従業者が、施設支援計画に基づき、あらかじめ当該入所者の同意を得て、当該入所者の居宅を訪問して当該旧指定身体障害者療護施設における指定旧法施設支援に係る相談援助等を行った場合に、1 月につき 2 回を限度として、当該指定旧法施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

6 入院時特別支援加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに 2 の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。□及び注において同じ。)の日数の合計が 4 日未満の場合 561 単位

□ 当該月における入院期間の日数の合計が 4 日以上の場合 1,122 単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な入所者(入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。)が病院又は診療所(当該旧指定身体障害者療護施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、旧指定身体障害者療護施設従業者が、施設支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1 月につき 1 回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

7 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 旧指定身体障害者療護施設が通所による入所者について利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

8 欠席時対応加算 94 単位

注 旧指定身体障害者療護施設において通所による指定旧法施設支援を利用する入所者が、あらかじめ当該指定旧法施設支援の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧指定身体障害者療護施設従業者が、入所者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該入所者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1 月につき 4 回を限度として、所定単位数を算定する。

9 リハビリテーション加算 20 単位

注 次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者療護施設において、リハビリテーション実施計画を作成されている利用者に対して、指定旧法施設支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

- (1) 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。
- (2) 入所者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定旧法施設支援を行っているとともに、入所者の状態を定期的に記録していること。
- (3) 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- (4) 入所による指定旧法施設支援を受けている入所者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。
- (5) 通所による指定旧法施設支援を受けている入所者については、旧指定身体障害者療護施設の従業者が、必要に応じ、指定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

#### 10 経口移行加算 28 単位

##### 注

- 1 旧指定身体障害者療護施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者(入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。)ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。
- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

#### 11 経口維持加算

- (1) 経口維持加算( ) 28 単位
- (2) 経口維持加算( ) 5 単位

##### 注

1 旧指定身体障害者療護施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者(入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。)ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算( )を算定している場合は、経口維持加算( )は、算定しない。

イ 経口維持加算( )

経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。

ロ 経口維持加算( )

経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

12 療養食加算 23単位

注 旧指定身体障害者療護施設に配置されている管理栄養士又は栄養士が、入所による指定旧法施設支援を受けている者に対して、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

13 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等である入所者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)に対して、旧指定身体障害者療護施設に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該旧指定身体障害者療護施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者療護施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

### 第 3 旧身体障害者授産施設支援

#### 1 旧身体障害者授産施設支援費(1日につき)

##### イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設の場合

(1) 入所による指定旧法施設支援を行う場合(身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合に限る。)

(一) 入所定員が 40 人以下の場合

a 区分 A 829 単位

b 区分 B 669 単位

c 区分 C 553 単位

(二) 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合

a 区分 A 582 単位

b 区分 B 484 単位

c 区分 C 374 単位

(三) 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合

a 区分 A 534 単位

b 区分 B 420 単位

c 区分 C 341 単位

(四) 入所定員が 91 人以上の場合

a 区分 A 446 単位

b 区分 B 358 単位

c 区分 C 288 単位

(2) 通所による指定旧法施設支援を行う場合

(一) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

a b 以外の場合

i 区分 A 426 単位

ii 区分 B 417 単位

iii 区分 C 406 単位

b 分場において行う場合

i 区分 A 542 単位

ii 区分 B 501 単位

iii 区分 C 461 単位

(二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

a 区分 A 581 単位

b 区分 B 542 単位

c 区分 C 503 単位

(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 444 単位

□ 旧指定特定身体障害者通所授産施設の場合

(1) (2)以外の場合

(一) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

a 通所による入所者の定員(分場に係る入所者の定員を除く。以下同じ。)が  
20 人の場合

i 区分 A 729 単位

ii 区分 B 691 単位

iii 区分 C 610 単位

b 通所による入所者の定員が 21 人以上 40 人以下の場合

i 区分 A 572 単位

ii 区分 B 547 単位

iii 区分 C 521 単位

c 通所による入所者の定員が 41 人以上 60 人以下の場合

i 区分 A 457 単位

ii 区分 B 442 単位

iii 区分 C 409 単位

d 通所による入所者の定員が 61 人以上の場合

i 区分 A 395 単位

ii 区分 B 383 単位

iii 区分 C 360 単位

(二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

a 通所による入所者の定員が 20 人の場合

i 区分 A 987 単位

ii 区分 B 909 単位

iii 区分 C 832 単位

b 通所による入所者の定員が 21 人以上 40 人以下の場合

i 区分 A 765 単位

ii 区分 B 713 単位

iii 区分 C 661 単位

c 通所による入所者の定員が 41 人以上 60 人以下の場合

i 区分 A 633 単位

ii 区分 B 602 単位

iii 区分 C 571 単位

d 通所による入所者の定員が 61 人以上の場合

i 区分 A 536 単位

ii 区分 B 514 単位

iii 区分 C 492 単位

(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 444 単位

(2) 分場において行う場合

(一) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

a 区分 A 542 単位

b 区分 B 501 単位

c 区分 C 461 単位

(二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

a 区分 A 581 単位

b 区分 B 542 単位

c 区分 C 503 単位

(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 444 単位

注

- 1 指定身体障害者施設基準第 2 条第 3 号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設(以下「旧指定特定身体障害者入所授産施設」という。)又は同号ロに規定する指定特定身体障害者通所授産施設(以下「旧指定特定身体障害者通所授産施設」という。)(それぞれ指定身体障害者施設基準第 51 条第 1 項に規定する分場を含む。以下「旧指定特定身体障害者授産施設」という。)において、指定旧法施設支援を行った場合に、入所者の障害種別等に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。
  - 2 旧身体障害者授産施設支援費の算定において、入所者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。
  - 3 区分 A に該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、旧指定特定身体障害者授産施設の職務に従事する指定身体障害者施設基準第 49 条第 1 項第 2 号又は第 50 条第 1 項第 2 号に掲げる従業者を、これらの規定に規定する員数に加えて、常勤換算方法で、入所による指定旧法施設支援を受けている重複障害者である入所者の数又は通所による指定旧法施設支援を受けている重複障害者である入所者の数を 15 で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定特定身体障害者授産施設において、重度重複障害者加算として、入所による指定旧法施設支援を行った場合に 1 日につき 99 単位を、通所による指定旧法施設支援を行った場合に 1 日につき 48 単位を、それぞれ所定単位数に加算する。
- 2 入院・外泊時加算

入所者(入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。以下この2及び2の2において同じ。)が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊(指定共同生活介護及び指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2及び2の2において同じ。)を認めた場合に、1月に8日(継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。)を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数(地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

- イ 入所定員が40人以下の場合 320単位
- ロ 入所定員が41人以上60人以下の場合 320単位
- ハ 入所定員が61人以上90人以下の場合 274単位
- ニ 入所定員が91人以上の場合 229単位

#### 2の2 長期入院等支援加算

入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して外泊を認めた場合に、施設従業者のうち、いずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、継続して入院し、又は外泊している者にあつては、当該加算を算定できる日から起算して3月を限度として、入院又は外泊期間(入院又は外泊の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)について、1日につき、利用定員に応じ、それぞれイからニまでに掲げる単位数(地方公共団体が設置する旧指定身体障害者授産施設の場合は、イからニまでに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、6の入院時特別支援加算が算定される月は、算定しない。

- イ 入所定員が40人以下の場合 160単位
- ロ 入所定員が41人以上60人以下の場合 160単位
- ハ 入所定員が61人以上90人以下の場合 137単位
- ニ 入所定員が91人以上の場合 114単位

#### 3 入所時特別支援加算

新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して30日以内の期間について、入所時特別支援加算として、入所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき71単位を、通所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき97単位を加算する。

- 4 退所時特別支援加算 2,097単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定身体障害者施設基準第4章第2節の規定により旧指定特定身体障害者授産施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者(以下この第3において「旧指定特定身体障害者授産施設従業者」という。)が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合にあっては、加算しない。

#### 5 訪問支援特別加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 旧指定特定身体障害者授産施設において継続して通所による指定旧法施設支援を利用する入所者について、連続した5日間、当該通所による指定旧法施設支援の利用がなかった場合において、旧指定特定身体障害者授産施設従業者が、施設支援計画に基づき、あらかじめ当該入所者の同意を得て、当該入所者の居宅を訪問して当該旧指定特定身体障害者授産施設における指定旧法施設支援に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、当該指定旧法施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

#### 6 入院時特別支援加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が4日未満の場合 561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な入所者(入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。)が病院又は診療所(当該旧指定特定身体障害者授産施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、旧指定特定身体障害者授産施設従業者が、施設支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

#### 7 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 旧指定特定身体障害者授産施設が通所による入所者について利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

8 欠席時対応加算 94 単位

注 旧指定特定身体障害者授産施設において通所による指定旧法施設支援を利用する入所者が、あらかじめ当該指定旧法施設支援の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧指定特定身体障害者授産施設従業者が、入所者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該入所者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

9 療養食加算 23 単位

注 旧指定特定身体障害者入所授産施設に配置されている管理栄養士又は栄養士が、入所による指定旧法施設支援を受けている者に対して、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

10 食事提供体制加算 42 単位

注 低所得者等である入所者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)に対して、旧指定特定身体障害者授産施設に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該旧指定特定身体障害者授産施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た旧指定特定身体障害者授産施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

11 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

平成18年3月31日において、現に視覚障害者又は聴覚・言語障害者の意思疎通に係る支援のため、指定身体障害者施設基準第49条第1項第2号に規定する職業指導員又は生活支援員を、同号に規定する員数に加えて、常勤換算方法で1名以上配置し、かつ、平成18年4月1日以後も引き続き当該職業指導員又は生活支援員を配置するものとして都道府県知事に届け出た旧指定特定身体障害者入所授産施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 入所定員が40人以下の場合 50 単位

ロ 入所定員が41人以上60人以下の場合 30 単位

ハ 入所定員が61人以上90人以下の場合 18 単位

ニ 入所定員が91人以上の場合 13 単位

第4 旧知的障害者更生施設支援

1 旧知的障害者更生施設支援費(1日につき)

イ 旧指定知的障害者入所更生施設の場合

(1) 入所による指定旧法施設支援を行う場合(知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合に限る。)

(一) 入所定員が 10 人の場合

a b 以外の場合

i 区分 A 634 単位

ii 区分 B 582 単位

iii 区分 C 530 単位

b 当該施設が主たる施設である場合

i 区分 A 1,329 単位

ii 区分 B 1,277 単位

iii 区分 C 1,226 単位

(二) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合

a b 以外の場合

i 区分 A 607 単位

ii 区分 B 581 単位

iii 区分 C 555 単位

b 当該施設が主たる施設である場合

i 区分 A 915 単位

ii 区分 B 889 単位

iii 区分 C 863 単位

(三) 入所定員が 30 人以上 40 人以下の場合

a 区分 A 866 単位

b 区分 B 778 単位

c 区分 C 651 単位

(四) 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合

a 区分 A 817 単位

b 区分 B 731 単位

c 区分 C 570 単位

(五) 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合

a 区分 A 747 単位

b 区分 B 662 単位

c 区分 C 546 単位

(六) 入所定員が 91 人以上の場合

a 区分 A 676 単位

b 区分 B 584 単位

c 区分 C 487 単位

(2) 通所による指定旧法施設支援を行う場合

(一) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

a 区分 A 581 単位

b 区分 B 542 単位

c 区分 C 503 単位

(二) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

a 区分 A 426 単位

b 区分 B 417 単位

c 区分 C 406 単位

(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 444 単位

□ 旧指定知的障害者通所更生施設の場合

(1) (2)以外の場合

(一) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

a 通所による入所者の定員が 20 人の場合

i 区分 A 945 単位

ii 区分 B 870 単位

iii 区分 C 757 単位

b 通所による入所者の定員が 21 人以上 40 人以下の場合

i 区分 A 737 単位

ii 区分 B 686 単位

iii 区分 C 585 単位

c 通所による入所者の定員が 41 人以上 60 人以下の場合

i 区分 A 616 単位

ii 区分 B 587 単位

iii 区分 C 526 単位

d 通所による入所者の定員が 61 人以上の場合

i 区分 A 524 単位

ii 区分 B 502 単位

iii 区分 C 460 単位

(二) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

a 通所による入所者の定員が 20 人の場合

i 区分 A 729 単位

ii 区分 B 691 単位

iii 区分 C 610 単位

b 通所による入所者の定員が 21 人以上 40 人以下の場合

- i 区分 A 572 単位
- ii 区分 B 547 単位
- iii 区分 C 521 単位
- c 通所による入所者の定員が 41 人以上 60 人以下の場合
  - i 区分 A 457 単位
  - ii 区分 B 442 単位
  - iii 区分 C 409 単位
- d 通所による入所者の定員が 61 人以上の場合
  - i 区分 A 395 単位
  - ii 区分 B 383 単位
  - iii 区分 C 360 単位
- (三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 444 単位
- (2) 分場において行う場合
  - (一) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合
    - a 区分 A 581 単位
    - b 区分 B 542 単位
    - c 区分 C 503 単位
  - (二) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合
    - a 区分 A 542 単位
    - b 区分 B 501 単位
    - c 区分 C 461 単位
- (三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 444 単位

注

- 1 整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成 14 年厚生労働省令第 81 号。以下「指定知的障害者施設基準」という。)第 2 条第 1 号イに規定する指定知的障害者入所更生施設(以下「旧指定知的障害者入所更生施設」という。)又は同号ロに規定する指定知的障害者通所更生施設(以下「旧指定知的障害者通所更生施設」という。)(それぞれ指定知的障害者施設基準第 6 条第 1 項に規定する分場を設置する施設にあっては、当該分場を含む。以下「旧指定知的障害者更生施設」という。)において、指定旧法施設支援を行った場合に、入所者の障害種別等に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

2 旧知的障害者更生施設支援費の算定において、入所者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

3 区分 A に該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、旧指定知的障害者更生施設の職務に従事する指定知的障害者施設基準第 4 条第 1 項第 2 号又は第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる従業者を、これらの規定に規定する員数に加えて、常勤換算方法(指定知的障害者施設基準第 2 条第 10 号に規定する常勤換算方法をいう。以下この第 4 から第 6 までにおいて同じ。)で、入所による指定旧法施設支援を受けている重複障害者である入所者の数又は通所による指定旧法施設支援を受けている重複障害者である入所者の数を 15 で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定知的障害者更生施設において、重度重複障害者加算として、入所による指定旧法施設支援を行った場合に 1 日につき 99 単位を、通所による指定旧法施設支援を行った場合に 1 日につき 48 単位を、それぞれ所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する知的障害者に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定知的障害者入所更生施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、強度行動障害者特別支援加算として、当該入所者の知的障害程度区分に応じ、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 区分 A 481 単位

ロ 区分 B 565 単位

ハ 区分 C 722 単位

4 の 2 強度行動障害者特別支援加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内の期間について、1 日につき所定単位数に 700 単位を加算する。

2 入院・外泊時加算

入所者(入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。以下この 2 及び 2 の 2 において同じ。)が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊(指定共同生活介護及び指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この 2 及び 2 の 2 において同じ。)を認めた場合に、1 月に 8 日(継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して 3 月に限る。)を限度として所定単位数に代えて 1 日につき次に掲げる単位数(地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合は、次に掲げる単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

イ 入所定員が 10 人の場合 320 単位

- ロ 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合 320 単位
- ハ 入所定員が 30 人以上 40 人以下の場合 320 単位
- ニ 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合 320 単位
- ホ 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合 288 単位
- ヘ 入所定員が 91 人以上の場合 252 単位

## 2 の 2 長期入院等支援加算

入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して外泊を認めた場合に、施設従業者のうち、いずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、継続して入院し、又は外泊している者にあつては、当該加算を算定できる日から起算して 3 月を限度として、入院又は外泊期間(入院又は外泊の初日及び最終日並びに 2 の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)について、1 日につき、利用定員に応じ、それぞれイからへまでに掲げる単位数(地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合は、イからへまでに掲げる単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、7 の入院時特別支援加算が算定される月は、算定しない。

- イ 入所定員が 10 人の場合 160 単位
- ロ 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合 160 単位
- ハ 入所定員が 30 人以上 40 人以下の場合 160 単位
- ニ 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合 160 単位
- ホ 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合 144 単位
- ヘ 入所定員が 91 人以上の場合 126 単位

## 3 入所時特別支援加算

新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して 30 日以内の期間について、入所時特別支援加算として、入所による指定旧法施設支援を行った場合に 1 日につき 71 単位を、通所による指定旧法施設支援を行った場合に 1 日につき 97 単位を加算する。

## 4 退所時特別支援加算 2,097 単位

注 入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定知的障害者施設基準第 2 章第 2 節の規定により旧指定知的障害者更生施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者(以下この第 4 において「旧指定知的障害者更生施設従業者」という。)が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中 1 回を限度として所定単位数を加算し、入所者の退所後 30 日以内に当該入

所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合にあっては、加算しない。

5 自活訓練加算(1日につき)

イ 自活訓練加算( ) 370 単位

ロ 自活訓練加算( ) 469 単位

注

1 旧指定知的障害者入所更生施設の管理者の意見に基づき、6月間程度の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると市町村が認めた入所者(知的障害者に限る。)に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定知的障害者入所更生施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練(注2及び注3において「自活訓練」という。)を行った場合に、当該入所者1人につき180日間を限度として所定単位数を加算する。

2 イについては、ロ以外の場合に、ロについては、自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行った場合に、それぞれ所定単位数を加算する。

3 同一の入所者について、同一の支給決定の有効期間(法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。以下同じ。)中1回(さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にあっては、2回)を限度として加算する。

6 訪問支援特別加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187 単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280 単位

注

旧指定知的障害者更生施設において継続して通所による指定旧法施設支援を利用する入所者について、連続した5日間、当該通所による指定旧法施設支援の利用がなかった場合において、旧指定知的障害者更生施設従業者が、施設支援計画(指定知的障害者施設基準第19条第1項に規定する施設支援計画をいう。以下この第4から第6までにおいて同じ。)に基づき、あらかじめ当該入所者の同意を得て、当該入所者の居宅を訪問して当該旧指定知的障害者更生施設における指定旧法施設支援に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、当該指定旧法施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

7 入院時特別支援加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が4日未満の場合 561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な入所者(入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。)が病院又は診療所(当該旧指定知的障害者更生施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定知的障害者更生施設従業者が、施設支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

8 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 旧指定知的障害者更生施設が通所による入所者について利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

9 欠席時対応加算 94単位

注 旧指定知的障害者更生施設において通所による指定旧法施設支援を利用する入所者が、あらかじめ当該指定旧法施設支援の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧指定知的障害者更生施設従業者が、入所者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該入所者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

10 栄養管理体制加算

イ 栄養管理体制加算( )

(1) 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合 30単位

(2) 通所による入所者の定員が61人以上の場合 21単位

ロ 栄養管理体制加算( )

(1) 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合 16単位

(2) 通所による入所者の定員が61人以上の場合 11単位

注

1 イについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た社会福祉法人が運営する旧指定知的障害者通所更生施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき通所による入所者の定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

(1) 平成18年3月31日において常勤の栄養士(管理栄養士を含む。以下この注1及び注2において同じ。)を1名以上配置し、かつ、平成18年4月1日以降も引き続き常勤の栄養士を1名以上配置していること。

(2) 入所者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た社会福祉法人が運営する旧指定知的障害者通所更生施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成 24 年 3 月 31 日までの間、1 日につき通所による入所者の定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イの栄養管理体制加算( )を算定している場合は、算定しない。

(1) 平成 18 年 3 月 31 日において栄養士を 1 名以上配置し、かつ、平成 18 年 4 月 1 日以降も引き続き栄養士を 1 名以上配置していること。

(2) 入所者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

#### 11 療養食加算 23 単位

注 旧指定知的障害者入所更生施設に配置されている管理栄養士又は栄養士が、入所による指定旧法施設支援を受けている者に対して、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1 日につき所定単位数を加算する。

#### 12 食事提供体制加算 42 単位

注 低所得者等である入所者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)に対して、旧指定知的障害者更生施設に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該旧指定知的障害者更生施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た旧指定知的障害者更生施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成 24 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

### 第 5 旧知的障害者授産施設支援

#### 1 旧知的障害者授産施設支援費(1 日につき)

##### イ 旧指定特定知的障害者入所授産施設の場合

(1) 入所による指定旧法施設支援を行う場合(知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合に限る。)

(一) 入所定員が 40 人以下の場合

a 区分 A 848 単位

b 区分 B 794 単位

c 区分 C 704 単位

(二) 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合

a 区分 A 741 単位

b 区分 B 698 単位

c 区分 C 611 単位

(三) 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合

a 区分 A 645 単位

b 区分 B 622 単位

c 区分 C 560 単位

(四) 入所定員が 91 人以上の場合

a 区分 A 582 単位

b 区分 B 545 単位

c 区分 C 485 単位

(2) 通所による指定旧法施設支援を行う場合

(一) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

a 区分 A 581 単位

b 区分 B 542 単位

c 区分 C 503 単位

(二) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

a b 以外の場合

i 区分 A 426 単位

ii 区分 B 417 単位

iii 区分 C 406 単位

b 分場において行う場合

i 区分 A 542 単位

ii 区分 B 501 単位

iii 区分 C 461 単位

(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 444 単位

□ 旧指定特定知的障害者通所授産施設の場合

(1) (2)以外の場合

(一) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

a 通所による入所者の定員が 20 人の場合

i 区分 A 987 単位

ii 区分 B 909 単位

iii 区分 C 832 単位

b 通所による入所者の定員が 21 人以上 40 人以下の場合

i 区分 A 765 単位

ii 区分 B 713 単位

iii 区分 C 661 単位

c 通所による入所者の定員が 41 人以上 60 人以下の場合

i 区分 A 633 単位

ii 区分 B 602 単位

iii 区分 C 571 単位

d 通所による入所者の定員が 61 人以上の場合

i 区分 A 536 単位

ii 区分 B 514 単位

iii 区分 C 492 単位

(二) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

a 通所による入所者の定員が 20 人の場合

i 区分 A 729 単位

ii 区分 B 691 単位

iii 区分 C 610 単位

b 通所による入所者の定員が 21 人以上 40 人以下の場合

i 区分 A 572 単位

ii 区分 B 547 単位

iii 区分 C 521 単位

c 通所による入所者の定員が 41 人以上 60 人以下の場合

i 区分 A 457 単位

ii 区分 B 442 単位

iii 区分 C 409 単位

d 通所による入所者の定員が 61 人以上の場合

i 区分 A 395 単位

ii 区分 B 383 単位

iii 区分 C 360 単位

(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 444 単位

(2) 分場において行う場合

(一) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

a 区分 A 581 単位

b 区分 B 542 単位

c 区分 C 503 単位

(二) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

a 区分 A 542 単位

b 区分 B 501 単位

c 区分 C 461 単位

(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 444 単位

注

1 指定知的障害者施設基準第 2 条第 2 号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設(以下「旧指定特定知的障害者入所授産施設」という。)又は同号ロに規

定する指定特定知的障害者通所授産施設(以下「旧指定特定知的障害者通所授産施設」という。)(それぞれ指定知的障害者施設基準第47条第1項に規定する分場を含む。以下「旧指定特定知的障害者授産施設」という。))において、指定旧法施設支援を行った場合に、入所者の障害種別等に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧指定特定知的障害者授産施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 2 旧知的障害者授産施設支援費の算定において、入所者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。
- 3 区分Aに該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、当該旧指定特定知的障害者授産施設の職務に従事する指定知的障害者施設基準第45条第1項第2号又は第46条第1項第2号に掲げる従業者を、これらの規定に規定する員数に加えて、常勤換算方法で、入所による指定旧法施設支援を受けている重複障害者である入所者の数又は通所による指定旧法施設支援を受けている重複障害者である入所者の数を15で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定特定知的障害者授産施設において、重度重複障害者加算として、入所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき99単位を、通所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき48単位を、それぞれ所定単位数に加算する。

## 2 入院・外泊時加算

入所者(入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。以下この2及び2の2において同じ。)が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊(指定共同生活介護及び指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2及び2の2において同じ。)を認めた場合に、1月に8日(継続して入院又は外泊している者にあっては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。)を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数(地方公共団体が設置する旧指定特定知的障害者授産施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

- イ 入所定員が40人以下の場合 320単位
- ロ 入所定員が41人以上60人以下の場合 320単位
- ハ 入所定員が61人以上90人以下の場合 283単位
- ニ 入所定員が91人以上の場合 246単位

## 2の2 長期入院等支援加算

入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して外泊を認めた場合に、施設従業者のうち、いずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、継続して入院し、又は外泊し

ている者にあつては、当該加算を算定できる日から起算して3月を限度として、入院又は外泊期間(入院又は外泊の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)について、1日につき、利用定員に応じ、それぞれイからニまでに掲げる単位数(地方公共団体が設置する旧指定知的障害者授産施設の場合は、イからニまでに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、7の入院時特別支援加算が算定される月は、算定しない。

イ 入所定員が40人以下の場合 160単位

ロ 入所定員が41人以上60人以下の場合 160単位

ハ 入所定員が61人以上90人以下の場合 141単位

ニ 入所定員が91人以上の場合 123単位

### 3 入所時特別支援加算

新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して30日以内の期間について、入所時特別支援加算として、入所による指定旧法施設支援を行った場合は1日につき71単位を、通所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき97単位を加算する。

### 4 退所時特別支援加算 2,097単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定知的障害者施設基準第3章第2節の規定により旧指定特定知的障害者授産施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者(以下この第5において「旧指定特定知的障害者授産施設従業者」という。)が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合には、加算しない。

### 5 自活訓練加算(1日につき)

イ 自活訓練加算( ) 370単位

ロ 自活訓練加算( ) 469単位

注

1 旧指定特定知的障害者入所授産施設の管理者の意見に基づき、6月間程度の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると市町村が認めた入所者(知的障害者に限る。)に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定特定知的障害者入所授産施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練(注2及び注3に

において「自活訓練」という。)を行った場合に、当該入所者 1 人につき 180 日間を限度として所定単位数を加算する。

2 イについては、ロ以外の場合に、ロについては、自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行った場合に、それぞれ所定単位数を加算する。

3 同一の入所者について、同一の支給決定の有効期間中 1 回(さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にあっては、2 回)を限度として加算する。

#### 6 訪問支援特別加算

イ 所要時間 1 時間未満の場合 187 単位

ロ 所要時間 1 時間以上の場合 280 単位

注 旧指定特定知的障害者授産施設において継続して通所による指定旧法施設支援を利用する入所者について、連続した 5 日間、当該通所による指定旧法施設支援の利用がなかった場合において、旧指定特定知的障害者授産施設従業者が、施設支援計画に基づき、あらかじめ当該入所者の同意を得て、当該入所者の居宅を訪問して当該旧指定特定知的障害者授産施設における指定旧法施設支援に係る相談援助等を行った場合に、1 月につき 2 回を限度として、当該指定旧法施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

#### 7 入院時特別支援加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに 2 の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が 4 日未満の場合 561 単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が 4 日以上の場合 1,122 単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な入所者(入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。)が病院又は診療所(当該旧指定特定知的障害者授産施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、旧指定特定知的障害者授産施設従業者が、施設支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1 月につき 1 回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

#### 8 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 旧指定特定知的障害者授産施設が通所による入所者について利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

#### 9 欠席時対応加算 94 単位

注 旧指定特定知的障害者授産施設において通所による指定旧法施設支援を利用する入所者が、あらかじめ当該指定旧法施設支援の利用を予定していた日に、急病

等によりその利用を中止した場合において、旧指定特定知的障害者授産施設従業者が、入所者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該入所者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

#### 10 栄養管理体制加算

##### イ 栄養管理体制加算( )

(1) 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合 30単位

(2) 通所による入所者の定員が61人以上の場合 21単位

##### ロ 栄養管理体制加算( )

(1) 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合 16単位

(2) 通所による入所者の定員が61人以上の場合 11単位

#### 注

1 イについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た社会福祉法人が運営する旧指定特定知的障害者通所授産施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき通所による入所者の定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

(1) 平成18年3月31日において常勤の栄養士(管理栄養士を含む。以下この注1及び注2において同じ。)を1名以上配置し、かつ、平成18年4月1日以降も引き続き常勤の栄養士を1名以上配置していること。

(2) 入所者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た社会福祉法人が運営する旧指定特定知的障害者通所授産施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき通所による入所者の定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イの栄養管理体制加算( )を算定している場合は、算定しない。

(1) 平成18年3月31日において栄養士を1名以上配置し、かつ、平成18年4月1日以降も引き続き栄養士を1名以上配置していること。

(2) 入所者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

#### 11 療養食加算 23単位

注 旧指定特定知的障害者入所授産施設に配置されている管理栄養士又は栄養士が、入所による指定旧法施設支援を受けている者に対して、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

#### 12 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等である入所者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)に対して、旧指定特定知的障害者授産施設に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該旧指定特定知的障害者授産施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届けた旧指定特定知的障害者授産施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成 24 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

## 第 6 旧知的障害者通勤寮支援

### 1 旧知的障害者通勤寮支援費(1 日につき)

イ 区分 A 303 単位

ロ 区分 B 279 単位

ハ 区分 C 256 単位

### 注

1 指定知的障害者施設基準第 2 条第 3 号に規定する指定知的障害者通勤寮(以下「旧指定知的障害者通勤寮」という。)において、指定旧法施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧指定知的障害者通勤寮の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

2 旧知的障害者通勤寮支援費の算定において、入所者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

### 2 入院・外泊時加算

入所者が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊(指定共同生活介護及び指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この 2 及び 2 の 2 において同じ。)を認めた場合に、1 月に 8 日(継続して入院又は外泊している者にあっては、入院し、又は外泊した初日から起算して 3 月に限る。)を限度として所定単位数に代えて 1 日につき 122 単位(地方公共団体が設置する旧指定知的障害者通勤寮の場合は、1000 分の 965 に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

### 2 の 2 長期入院等支援加算

入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して外泊を認めた場合に、施設従業者のうち、いずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、継続して入院し、又は外泊している者にあっては、当該加算を算定できる日から起算して 3 月を限度として、入院又は外泊期間(入院又は外泊の初日及び最終日並びに 2 の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)について、1 日につき 122 単位(地方公共団体が設置する旧指定知的障害者通勤寮の場合は、1000 分の 965 に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、5 の入院時特別支援加算が算定される月は、算定しない。

### 3 入所時特別支援加算

新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して 30 日以内の期間について、入所時特別支援加算として、指定旧法施設支援を行った場合に 1 日につき 71 単位を加算する。

### 4 退所時特別支援加算 2,097 単位

注 入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定知的障害者施設基準第 4 章第 2 節の規定により旧指定知的障害者通勤寮に置くべき従業員のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中 1 回を限度として所定単位数を加算し、入所者の退所後 30 日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として所定単位数を加算する。

### 5 入院時特別支援加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに 2 の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が 5 日未満の場合 561 単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が 5 日以上の場合 1,122 単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な入所者が病院又は診療所(当該旧指定知的障害者通勤寮の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、施設支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1 月につき 1 回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

### 6 食事提供体制加算 68 単位

注 低所得者等である入所者に対して、当該旧指定知的障害者通勤寮に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該旧指定知的障害者通勤寮の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た旧指定知的障害者通勤寮において、指定旧法施設支援を行った場合に、平成 24 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。